

滝沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、令和5年4月1日から施行されることを受け、滝沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正を行いました。

■改正事項

○:義務 △:努力義務

改正事項	義務付け区分
1 安全計画の策定等	○（注1）
2 自動車を運行する場合の所在の確認等	○
3 業務継続計画の策定等	△
4 衛生管理における講ずるべき措置の内容の具体化	△

注1 改正事項1については、令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置が設けられています。

■改正事項の施行年月日

令和5年4月1日

■改正事項の内容

改正事項の内容については、以下の1～4のとおりです。

1 安全計画の策定等

(1) 改正事項の内容

- ① 利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこと。
- ② 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。
- ③ 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないこと。
- ④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

- ※ ①～③について、令和6年3月31日までの間は、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

2 自動車を運行する場合の所在の確認等

(1) 改正事項の内容

- ① 利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないこと。

3 業務継続計画の策定等

(1) 改正事項の内容

- ① 放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこと。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

(2) その他

児童福祉施設に係るBCP（業務継続計画）について

URL: https://youtu.be/KoSbvU_uINE

※上記の動画（1時間程度）は国が作成したものです。

4 衛生管理における講ずるべき措置の内容の具体化

(1) 改正事項の内容

- ① 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないこと。

(2) その他

児童福祉施設に係る感染症対策について

URL: https://youtu.be/Hj4y_3Tqjbg

※上記の動画（40分程度）は国が作成したものです。

■ その他

各計画のひな型やガイドラインについては、改正後の滝沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と併せて、お示しする予定としております。